

みずから守るプログラム地域協働事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県内の市町村が水防法第15条第3項に基づき作成した洪水ハザードマップのうち浸水のおそれがある地域等において、愛知県が提供する水害に対するソフト対策「みずから守るプログラム～大雨が降ったら～」(以下、「みずから守るプログラム」という。)の地域協働事業を、当該地域住民団体等が独自に、もしくは防災NPO法人の支援を得て実施するために必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 「地域協働事業」とは、みずから守るプログラムのうち手づくりハザードマップの作成、及び手づくりハザードマップを用いた大雨行動訓練の実施を支援する事業などの総称をいう。

2 「手づくりハザードマップ」とは、みずから守るプログラムの「手づくりハザードマップ作成手引き」(以下、「マップ作成手引き」という。)によって作成した地域防災地図をいう。

3 「大雨行動訓練」とは、手づくりハザードマップを用い、みずから守るプログラムの「大雨行動訓練実施手引き(実働編)」、または「大雨行動訓練実施手引き(室内トレーニング編)」(以下、「大雨行動訓練実施手引き(実働編)」と「大雨行動訓練実施手引き(室内トレーニング編)」を併せて「訓練実施手引き」という。)によって実施する地域防災訓練をいう。

4 「地域住民団体等」とは、自治会、自主防災会、婦人会、老人会、市民団体、小学校区、中学校区及びこれに準ずる団体のうち、自発的な意思により地域の防災活動を行う団体で、地元市町村に在住している代表者及び会員により構成されている団体をいう。

5 「防災NPO法人」とは、NPO(Non Profit Organization)のうち、主たる事務所が県内にあり、「社会教育の推進を図る活動」または「災害救助活動」を主な活動分野としている特定非営利活動法人で、みずから守るプログラム支援団体として登録された団体をいう。

6 「洪水ハザードマップのうち浸水のおそれがある地域等」とは、市町村の発行する洪水ハザードマップ、浸水実績図、これらに類する水害の発生のおそれのある区域を示した地図において、浸水域が記載された地域をいう。

(適用)

第3条 本実施要領は、手づくりハザードマップ作成支援業務(以下、「マップ支援業務」という。)及び大雨行動訓練実施支援業務(実働編)、または大雨行動訓練実施支援業務(室内トレーニング編)(以下、大雨行動訓練実施支援業務(実働編)と大雨行動訓練(室内トレーニング編)を併せて「訓練支援業務」という。)に適用する。

2 マップ支援業務又は訓練支援業務は、単年度で完了するものとする。

(市町村との協議)

第4条 建設事務所長（以下、「所長」という。）は、事業の実施を希望する地域住民団体等の公募に先立ち、あらかじめ地域協働事業の受け入れ体制について管内市町村の意向確認を行うものとする。なお、市町村からの協力が得られない場合、当該地域での公募は行わないものとする。

(役割)

第5条 地域住民団体等は、事業の運営主体としての責任を負うものとする。また、防災NPO法人に、事業の運営、講師の派遣等の支援を要請することができる。

- 2 地域住民団体等、及びその地域住民団体等から支援の要請を受けた防災NPO法人は、一体となって当該事業の実施に必要な実務を担うものとする。
- 3 地域住民団体等から支援の要請を受けた防災NPO法人は、その活動経験を活かし、地域住民団体等が地域協働事業を円滑に実施・完了できるよう直接支援を行うものとする。

その具体的な内容は、事業実施の申込み、協定書の締結、契約の締結、事業の完了の報告に至る事務の支援、事業を直接支援し防災活動経験を伝えるファシリテータの派遣、事業の運営を補助する補助人員の派遣、各手引き等の学習教材の印刷・提供を行うものとし、マップ支援業務においては、地図の作図・印刷も合わせて提供するものとする。

- 4 市町村は、その市町村に属する地域住民団体等からの事業実施申込書（様式1）を受け付け、洪水ハザードマップのうち浸水のおそれがある地域等に該当する資料を添付したうえで所長に送付するものとし、事業実施にあたって必要な支援を行うものとする。
- 5 所長は、実施団体の公募、市町村及び実施団体との協定、実施団体との契約、検査等、事業実施にあたって必要な事務を行うものとする。
- 6 県は、各支援事業の円滑な実施のために必要となる資料提供や、所長・市町村・実施団体への防災情報の提供に努めるものとする。また、みずから守るプログラム支援団体登録基準（別記1）に基づき、みずから守るプログラム支援団体として防災NPO法人を登録し、地域住民団体等に情報提供する事務を行う。

(地域住民団体等の公募と選定)

第6条 所長は、原則として事業を実施しようとする年度の前年度中に、実施を希望する地域住民団体等を公募するものとする。

- 2 各支援事業の実施を希望する地域住民団体等は、実施体制の検討を行い、防災NPO法人に支援の要請を行う場合は、応募に先立ち、その支援について防災NPO法人の内諾を得るものとする。
- 3 各支援事業の実施を希望する地域住民団体等は、原則として毎年5月末日までに実施申込書（様式1）を、地元市町村の窓口に提出するものとする。
- 4 実施申込書の提出を受けた市町村は、その地域住民団体等が当該地域において事業を実施することが適当と判断される場合に受け付け、実施申込書を所長に送付する。
- 5 所長は、送付された申込書から別に定める基準により事業実施を希望する地域住民団体等のうちから事業実施を行う団体（以下、「実施団体」という。）を選定する。

- 6 所長は、地元市町村と協議し、選定した実施団体への委託が適当と判断した場合は、当該実施団体を受託者として決定する。

(契約の締結)

第7条 所長は、市町村長及び実施団体との三者協定（様式2）を締結する。

- 2 所長は、前項の協定と合わせ実施団体の代表者と委託契約（様式3）を締結する。

(再委託)

第8条 防災NPO法人に支援を要請する実施団体は、業務の一部を防災NPO法人に再委託するものとし、前条の契約後すみやかに事業再委託承諾申出書（様式5）を、所長に提出するものとする。

- 2 事業再委託承諾申出書の提出を受けた所長は、事業の再委託を承諾する旨、実施団体に通知（様式6）するものとする。
- 3 防災NPO法人に支援を要請する実施団体は、所長との契約後遅滞なく防災NPO法人の代表者と再委託契約（様式4）を締結しなければならない。

(契約額)

第9条 所長と実施団体との間の委託契約に係る委託料は、委託契約書において定めるものとする。

- 2 実施団体が防災NPO法人に支援を要請する場合の再委託料は、前項に定める額と同額とする。
- 3 契約額には、消費税を含むものとする。

(完了届)

第10条 実施団体は、事業を完了したときは、みずから守るプログラム地域協働事業完了報告書（様式7）を所長に提出しなければならない。

(完了検査)

第11条 所長は、検査員任命書（様式8）等により、所内の職員を検査員に任命するものとする。

- 2 地域協働事業の検査は、別に定める検査時の基準に基づき実施するものとする。
- 3 所長は、事業完了報告書を受けたときは、速やかに第1項の検査員に検査を実施させなければならない。
- 4 検査を実施した検査員は、検査の可否に関わらず、復命（様式9）を行うものとする。
- 5 所長は、検査結果を、事業完了認定書（様式10）により実施団体宛て通知しなければならない。
- 6 検査の結果、各手引きに添った十分な成果と認められないときは、所長は、改善指示書（様式11）により改善の指示を行うものとする。

(保険等)

第12条 実施団体は、参加者全員の傷害保険福祉制度に加入するものとする。

2 事業実施の際の事故及び第三者との紛争については、実施団体の責任において処理するものとする。

(契約の解除)

第13条 所長は、実施団体が契約条項を適正に履行しない場合は、契約を解除できるものとする。

2 所長は、第11条第6項の改善を実施団体が怠ったと認められる場合は、契約を解除できるものとする。

3 所長は、契約を解除した場合は地元市町村に通知するものとする。

(実施の条件)

第14条 マップ支援業務について、同一地域において複数回の重複実施は行えない。

2 大雨行動訓練実施支援業務（実働編）について、使用する手づくりハザードマップに記載された同一地域において初回に実施するものを対象とし、2回目以降は事業の対象とはできない。

3 大雨行動訓練実施支援業務（室内トレーニング編）について、使用する手づくりハザードマップに記載された同一地域において初回に実施するものを対象とし、2回目以降は事業の対象とはできない。

4 大雨行動訓練実施支援業務（実働編）および大雨行動訓練実施支援業務（室内トレーニング編）は、マップ支援業務によらない手づくりハザードマップであっても、マップ作成手引きによって作成されたものあるいはこれの準ずるもの（チェックリストにすべてあてはまるものをいう）であれば、実施することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めない事項については、関係者と所長が協議して定めること。

附 則

1 この要領は、平成22年12月13日から施行し、同日から適用する。

2 この要領は、平成25年3月7日から施行し、同日から適用する。

3 この要領は、平成30年2月19日から施行し、同日から適用する。

4 この要領は、令和7年3月25日から施行し、同日から適用する。